

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年3月24日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000222号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000076号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成4年8月31日から平成5年2月1日に訂正し、平成4年8月及び同年9月の標準報酬月額を32万円、同年10月から平成5年1月までの標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成4年8月31日から平成5年2月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年8月31日から平成5年2月1日まで

私のA社における雇用保険の加入記録では、離職年月日が平成5年1月31日となっているので、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成4年8月31日となっているのはおかしい。当該資格の喪失年月日を平成5年2月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における資格取得日は昭和58年5月13日、離職日は平成5年1月31日であることが確認できることから、請求者は、請求期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社のオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年8月31日(以下「全喪日」という。)に請求者及び同社の厚生年金保険被保険者20人の全員が資格を喪失したことが確認できるが、同社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成6年11月30日に解散したことが確認でき、請求期間は法人として存続していたと認められる上、当該20人のうち元代表取締役及び死亡者を除く18人に対して文書照会を行った結果、自身の同社における勤務期間の

終期について、回答のあった9人全員が全喪日後の年月である旨回答している。また、当該20人のうち、同社における雇用保険の加入記録が確認できる18人全員の離職日は、請求者と同日の平成5年1月31日であることが確認でき、同社において全喪日後も複数の従業員が勤務していたと認められることから、全喪日に同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった合理的な理由は見当たらない。

一方、請求者のオンライン記録によると、A社における厚生年金保険被保険者記録は、平成5年3月3日に全喪日と同日の平成4年8月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていたことが確認できる。

また、A社のオンライン記録によると、上記全喪日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した20人のうち19人は、請求者と同様に平成5年3月3日に全喪日と同日の平成4年8月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われ、1人は、平成5年3月4日に平成4年11月1日の同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録（平成4年11月17日処理）を取り消し、全喪日と同日の同年8月31日に遡って厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていたことが確認できる。

さらに、請求者及び複数の同僚は、請求期間当時、A社は経営状況が悪く、給与の遅配があった旨回答し、元代表取締役及び取締役の1人も、請求期間当時、同社の経営状況が悪かったことを認めていることから、同社は経営不振の状態であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成4年8月31日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を社会保険事務所（当時）が行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、請求者に係る雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成5年2月1日であると認められる。

請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における上記喪失処理前の厚生年金保険被保険者記録から、平成4年8月及び同年9月は32万円、同年10月から平成5年1月までは34万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000223号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000077号

第1 結論

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成21年12月15日、標準賞与額を13万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成22年8月5日、標準賞与額を14万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月13日、標準賞与額を13万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月
③ 平成20年8月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年12月
⑥ 平成22年8月
⑦ 平成24年12月

私は、請求期間①から⑦までにおいて、A社から賞与を支給されていたが、国の記録では、請求期間①から⑦までに係る賞与の記録が無い。保険料を控除され

ていた記憶があるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間⑤、⑥及び⑦について、請求者から提出された請求者に係るB銀行の預金通帳（写）（以下「預金通帳（写）」という。）及びA社の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間⑤、⑥及び⑦に同社から賞与の支給を受け、保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、上記同僚の賞与明細書により、請求者は、請求期間⑦については賞与額に見合う標準賞与額に基づく保険料を、請求期間⑤及び⑥については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できるところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、預金通帳（写）及び上記同僚の賞与明細書により推認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間⑤は13万4,000円、請求期間⑥は14万4,000円、請求期間⑦は13万3,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、預金通帳（写）から請求期間⑤は平成21年12月15日、請求期間⑥は平成22年8月5日、請求期間⑦は平成24年12月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間⑤、⑥及び⑦について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所又は年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

請求期間①から④までについて、A社は、請求者の請求期間①から④までに係る賃金台帳等の賞与額及び保険料控除額を確認できる資料は保存期限経過のため保管していない旨回答している上、請求者は、請求期間①から④までに係る賞与明細書を所持していないことから、請求期間①から④までに係る賞与額及び保険料控除

額を確認することができない。

また、預金通帳（写）において、請求期間①から④までに係る賞与の振込は確認できないことから、請求期間①から④までに係る賞与額及び保険料控除額を推認することができない。

さらに、請求者は、平成 20 年度市民税・県民税納税通知書及び平成 21 年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書を提出しているものの、A社に係る給与明細書は所持していない旨陳述していることから、請求者の請求期間①から④までの賞与額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000225号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000078号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成25年2月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年2月から平成26年3月までの標準報酬月額については、13万4,000円を20万円、同年4月から平成27年8月までの標準報酬月額については、13万4,000円を24万円、同年9月から平成28年8月までの標準報酬月額については、13万4,000円を26万円、同年9月から平成29年3月までの標準報酬月額については、13万4,000円を24万円、同年4月から同年8月までの標準報酬月額については、13万4,000円を28万円、同年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については、13万4,000円を30万円とする。

平成25年2月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成25年2月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年12月1日から平成29年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年12月から平成28年8月までの標準報酬月額については、26万円を28万円、同年9月から平成29年3月までの標準報酬月額については、24万円を28万円とする。

平成27年12月から平成29年3月までの訂正後の標準報酬月額(上記第1の1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成25年2月1日から平成30年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額となっていない。事業主から渡された賃金台帳を提出するので、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 平成25年2月1日から平成30年9月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る賃金台帳、B年金事務所から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者が退職後に同社の事業主より渡されたとする賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額より高額であることが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成25年2月1日から平成30年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成25年2月から平成26年3月までは20万円、同年4月から平成27年8月までは24万円、同年9月から平成28年8月までは26万円、同年9月から平成29年3月までは24万円、同年4月から同年8月までは28万円、同年9月から平成30年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年2月1日から平成30年9月1日までの期間について、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に関する届出を年金事務所に対して行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年2月1日から平成30年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち平成27年12月1日から平成29年4月1日までの期間について、B年金事務所から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者が退職後にA社の事業主より渡されたとする賃金台帳により、当該期間に係る本来の報酬月額

に見合う標準報酬月額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 4 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記貸金台帳により確認できる本来の報酬月額から、平成 27 年 12 月から平成 29 年 3 月までは 28 万円とすることが妥当である。

平成 27 年 12 月から平成 29 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額（上記第 3 の 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000221号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年3月31日から同年4月1日まで

私は、非常勤職員としてA事業所に平成4年3月31日まで勤務していたので、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年4月1日となるべきであるが、同年3月31日とされており、同年3月31日から同年4月1日までの厚生年金保険の記録が無い。同年3月31日の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る人事記録によると、請求者は、A事業所にC業務として平成3年6月1日に任期1日(平成4年3月30日まで任用を日日更新)で採用され、平成4年3月30日限りで退職した記載が確認できる。

また、B事業所は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったかについては保存期限経過により資料を廃棄しているため不明である旨回答しているものの、請求期間当時の非常勤職員に係る厚生年金保険の取扱いについて、翌年度4月1日以降の雇用を継続しない場合には当年度3月30日を退職日とし、翌日の31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出していた旨回答しており、前述の人事記録に記載された退職年月日及び請求者のオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、それぞれ同事業所が回答している請求期間当時の取扱いと一致していることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間にA事業所のD部署に勤務していたとしているが、同僚の氏名を覚えていないため、オンライン記録により、請求者が同事業所におけ

る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を求めている平成4年4月1日に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した者（請求者と同様に平成4年4月1日にE共済組合の組合員資格を取得した者を含む）に照会したところ、複数の者から回答があったものの、請求者の勤務状況については回答が得られなかった。

加えて、B事業所から提出された請求者の請求期間における平成4年3月分（平成4年4月支払分）の基準給与簿によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000224号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2000080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社C支店に名称変更、以下「D社」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年10月1日から昭和52年6月1日まで

私は、昭和51年10月にE市に所在したA社に入社し、正社員として昭和52年5月末日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者期間となっていない。請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、E市に所在したA社に勤務した旨主張しているところ、F市に所在するG社(平成元年5月1日にH社に商号変更、以下「本社」という。)に係る閉鎖事項全部証明書及び同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は、E市に支店を設置していたことが確認できる。また、オンライン記録によると、請求者が記憶する所在地に厚生年金保険の適用事業所としてA社が確認でき、同社は平成元年5月10日にB社C支店に名称変更をしていることが確認できる上、請求者が同僚として氏名を記憶する者も同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、請求者が勤務したとするA社は、D社であると認められる。

また、D社において厚生年金保険被保険者であった者のうち、請求期間に厚生年金保険被保険者で所在が確認できる者並びに請求者が同僚として氏名を挙げた者及び請求者が同僚として姓のみを挙げた者と同姓の者に対して行った文書照会(以下「同僚照会」という。)の回答により、請求者は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、本社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成20年8月

31日に解散し、平成22年8月13日に清算終了していることが確認できる上、当該閉鎖事項全部証明書により同社が解散した当時の代表取締役であり、同社の代表清算人であったことが確認できる者に文書照会を行ったところ、当該代表清算人は、清算後10年以上が経過しているため、請求者に係る関係資料は保管していない旨回答している。また、同社に係る閉鎖登記簿謄本及び閉鎖した役員欄の用紙の謄本によると、同社において請求期間に代表取締役であった者を含む役員7人が確認できるところ、オンライン記録並びに当該閉鎖登記簿謄本及び閉鎖した役員欄の用紙の謄本によると、当該役員全員が既に死亡していることが確認できる。これらのことから、請求者のD社における請求期間の勤務実態、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録によると、請求者のD社及び本社に係る加入記録は確認できない上、同僚照会において、請求者のD社における勤務期間について具体的な回答をしている者はいない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、昭和51年7月21日から昭和52年7月1日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番は無い上、請求者から提出された年金手帳並びに請求者に係る国民年金被保険者台帳及びI市が作成した国民年金被保険者名簿において、請求者の生年月日が昭和30年*月*日として記録管理されていたことが確認できることから、オンラインシステムにより、請求者について、同月*日及び同月*日の生年月日で氏名検索したものの、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。